

神戸港高潮災害防止対策支援事業についてのQ & A

1. 神戸港高潮災害防止対策支援事業として補助金を支出することで、どのような効果を期待しているのか

(回答)

民間事業者様が自ら行う高潮災害防止対策（地盤の嵩上げ・既設建築物の床の嵩上げ・止水板の設置・電気設備の移設等）を支援することで、臨港地区における高潮対策の備えを充実させたいと考えています。

2. 神戸港高潮災害防止対策支援事業はいつまで行うのか。

(回答)

平成30年12月25日から補助金要綱の配布、事前相談の実施、申込の受付を始めています。

台風21号の被害を踏まえ、臨港地区で高潮対策が必要と考える民間事業者様からの多くの意見を参考に、この支援事業を始めています。

来年の台風に備えることを目的としているため、予算の範囲内で、今年度から来年度にかけて行う予定です。

3. 補助金はどのように申請すればよいのか。

(回答)

補助金の申請は、補助金交付申請書に必要書類を添えて、誓約書とともに、港湾局みなと振興部経営課（神戸市役所1号館20階※）へ、持参していただきますようお願いいたします。

また、制度や手続き等の説明を行いますので、申請を行う前には、必ず事前相談を行ってください。事前相談は電話等でご予約いただきますようお願いいたします。

※令和元年7月8日（月）よりポートアイランドビル7階に移転します。

連絡先等も変更となりますので、「手続」の項目をご確認下さい。

4. 補助メニューは4つ（地盤の嵩上げ・既設建築物の床の嵩上げ・止水板の設置・電気設備の移設等）のみなのか。その他の高潮災害防止のための工事は対象とならないのか。

(回答)

補助メニューは、来年の台風に備えるため、みなと総局にいただいた多くの意見の中から、比較的早急に対策が可能であり、高潮対策に効果的な内容を選んでいきます。

5. 既に止水板などを設置したが、どうすればよいのか。

(回答)

平成30年9月4日（台風21号）以降に補助メニューに定める工事を実施した民間事業者様も、補助金を申請することは可能です。

ただ、使用する書類等が異なるため、必ず事前相談を行ってください。事前相談は電話等でご予約いただきますようお願いします。

6. 台風の被害について、今回の事業の他にはどのような支援を行っているのか。

(回答)

公共施設については復旧工事に着手しております。使用できない行政財産（埠頭用地、上屋など）や被害のあった港湾関連用地においても賃料等の減免による支援を開始しています。

7. なぜ対象地区を臨港地区に限定しているのか。

(回答)

台風等による高潮は、臨港地区特有の災害と認識しており、高潮による港

湾機能や物流機能の低下を防ぐことを目的に、臨港地区に限定しています。